

鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(仮称)素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 令和5年9月13日(水)～令和5年10月12日(木)

2. 意見の提出者数(件数) 43人(128件)

3. 意見の対応状況

(単位:件)

項目 対応区分	(1)『目的』と『基本理念』 について	(2)各主体の『責務』と 『役割』、『連携及び協 働』について	(3)『施策の推進にあ たって』について	(4) その他	計
A. 意見の趣旨等を反映し、 条例(案)に盛り込むもの	0	5	2	0	7
B. 意見の趣旨等は、条例(素案) に盛り込み済みのもの	11	11	13	5	40
C. 条例(案)には盛り込まないもの	0	1	0	2	3
D. 具体的な事業の実施にあたり 参考とするもの	2	2	12	11	27
E. その他要望・意見等	17	12	9	13	51
計	30	31	36	31	128

鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段
の利用の促進に関する条例（仮称）素案に係るパブリックコメントの提出意見等の概要及び意見等に対する対応状況

項目	処理区分	件数
(1) 『目的』と『基本理念』について	A. 意見の趣旨等を反映し、条例(案)に盛り込むもの	7
(2) 各主体の『責務』と『役割』、『連携及び協働』について	B. 意見の趣旨等は、条例(素案)に盛り込み済みのもの	40
(3) 『施策の推進にあたって』について	C. 条例(案)には盛り込まないもの	3
(4) その他	D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	27
	E. その他要望・意見等	51

意見等を 提出した人数	件数合計
43	128

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
1	(1)	「目的」→全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現→これはすばらしいと思う。理念もこれで良いと思う。この条例は、手話が言語であるとの基本としてはっきり示してほしい。	基本理念において、「言語としての手話への理解の促進は、手話が独自の文法体系を有する言語であり、」と規定しております。	B
2	(1)	手話を理解して使用することが必要だがこの文章では全くわからない。	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
3	(1)	この文章では手話は日本語とは違う言語だということが分かりにくい	前文において「手話は、音声言語である日本語とは異なり、独自の文法体系を持ち、手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語である。手話は、ろう者のコミュニケーションにとって必要不可欠なもの」と規定しております。	B
4	(1)	手話を簡単に覚えられるの心配	施策の推進において、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
5	(1)	この文章では手話は日本語とは違う言語だということが分かりにくい。	前文において「手話は、音声言語である日本語とは異なり、独自の文法体系を持ち、手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語である。手話は、ろう者のコミュニケーションにとって必要不可欠なもの」と規定しております。	B
6	(1)	この文章では手話は日本語とはちがう言語だということが分かりにくい。	前文において「手話は、音声言語である日本語とは異なり、独自の文法体系を持ち、手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語である。手話は、ろう者のコミュニケーションにとって必要不可欠なもの」と規定しております。	B
7	(1)	手話条例がほしい。	本条例は、「言語としての手話への理解の促進」と「障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」を一体的に進める内容としております。	B
8	(1)	手話言語条例を作ってほしい。	本条例は、「言語としての手話への理解の促進」と「障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」を一体的に進める内容としております。	B
9	(1)	手話を理解して使用することが必要だがこの文章では全くわからない。	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
10	(1)	ろう者に必要である言語としての手話への理解促進	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
11	(1)	「目的」市民等及び…の等に含まれる方々はどの範囲でしょうか？	定義において、「市民等」を「市内に居住し、通勤し、又は通学する者並びに市内で活動する団体をいう」と規定しております。	B
12	(1)	条例案の中で、要約筆記、筆談、触手話、情報通信技術機器、意思疎通支援者、郷中教育、社会的障壁など専門語がありわかりにくいので注釈してもらいたい。	一部の用語については、第2条の定義で説明しておりますが、その他の用語についても、条例制定後に、頂いた意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。	D
13	(1)	障害の特性に応じたコミュニケーションと簡単に書いてあるが、手話でコミュニケーションすることも簡単にできると勘違いする。	市民の方に、手話は日本語とは別の言語であるということを理解してもらうためにも、「障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」とは別に、「言語としての手話への理解の促進」についても規定しております。ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
14	(1)	特に全ての病院、公共場、職場等、障害者、きこえない人に対する理解を。島、市町村によって格差がある。コロナでマスク着用の為、口が見えず、何を言われているかわからない。	ご意見として承ります。	E
15	(1)	第1条(目的)から第3条(基本理念)の内容にすべて賛成します。市が基本理念を定め、相互に人格と個性を尊重しあう社会の実現に寄与することは、大切なことだと考えています。	賛同のご意見として承ります。	E
16	(1)	良い	賛同のご意見として承ります。	E
17	(1)	手話言語条例を別に作ってほしい。	「言語としての手話への理解の促進」と「障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」を一体的に進めることで、「障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現」という共通の目的を達成できるものと考えております。	E
18	(1)	障害の特性に応じたコミュニケーションと書いてありますが、市民全てが手話を使えるわけではなく簡単にコミュニケーションできるわけではないのでその点は熟慮していただきたい。	ご意見として承ります。	E
19	(1)	聞こえる人が手話をできるといったので安心したら全然通じないことがあった。簡単ではない。	ご意見として承ります。	E
20	(1)	きこえる人が手話をできるといったので安心したら全然通じないことがあった。かんたんではない。	ご意見として承ります。	E
21	(1)	これで良い	賛同のご意見として承ります。	E
22	(1)	手話をかんたんに覚えられるのが心配	ご意見として承ります。	E
23	(1)	手話が自分の生活にはどうしても必要なので条例が必要です。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
24	(1)	耳が聞こえない人たち、コミュニケーションは手話が必要です。	ご意見として承ります。	E
25	(1)	同意します。	賛同のご意見として承ります。	E
26	(1)	賛成しておりますので早く進めて欲しい。	賛同のご意見として承ります。	E
27	(1)	それでよいと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
28	(1)	「基本理念」文化的所産の所産という言葉の意味が理解し難い様な気がしました。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
29	(1)	<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定された今、このような条例の名称はいかがなものでしょうか。制定の説明や目的。基本理念に「言語としての手話への理解促進・・・」の文言がまず初めに明記されていることに関して、「手話言語条例」と「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例」を分けて制定した方が良いのではとの考えにいたらざるを得ません。</p> <p>中途失聴者の立場でいわせていただければ、「手話は言語」は十分に認識しながらも、ひとくちに聴覚障害と言ってもコミュニケーション手段も、求める情報獲得方法もことなるのに、そのことについての理解や普及は全く進んでいないと感じています。</p> <p>この市の条例は手話を言語とする方ばかりでなく、ほかの障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進云々も明記してあります。が目的第1条、基本理念第3条、責務第条ともに、まず初めにくる文言が「言語としての手話・・・」のあと「及び」のあとに「障害の特性に応じた・・・」と書かれています。条例の名称と同じです。</p> <p>市として手話言語条例の準備をしていたのでしょうか。それに、国からの通知があったから、と、ほかの障害をくつつけたようにおもえます。「全ての障害者が・・・」とする推進法の理念を活かした条例として進めるなら、再考を願いたく思います。</p>	<p>「言語としての手話への理解の促進」と「障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」を一体的に進めることで、「障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現」という共通の目的を達成できるものと考えております。</p>	E
30	(1)	<p>障害の有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現に繋げていくことを目的とするとは、言い換えれば、差別や排除のない共生社会の実現を目指す崇高な目的であり、申し分のない文言だと思います。また、それに続く基本理念において①人格と個性を尊重し支え合うことの重要性を認識し、②手話が言語であることの認識、③障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を推進する姿勢には賛同しました。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>	E

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
31	(2)	市の責務の所に下記通り追加 「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものの除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする」 理由、障害者総合支援法の意味疎通支援事業で、手話派遣は派遣範囲が限られています。聴覚障害者がいつでも、どこでも手話で生活や仕事ができるよう、合理的な配慮してほしいからです。	ご意見の文言については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されており、本条例はそれを前提と考えております。ご意見を踏まえ、「言語としての手話への理解の促進」や「障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」を図ることにより、社会的障壁を除去することを前文に追加します。	A
32	(2)	すべての社会的障壁を除する	ご意見の目的を達成させるため、前文に「社会的障壁の除去」に関する文言を追加します。	A
33	(2)	すべての社会的障壁を除去する	ご意見の目的を達成させるため、前文に「社会的障壁の除去」に関する文言を追加します。	A
34	(2)	すべての社会的障壁を除去する。	ご意見の目的を達成させるため、前文に「社会的障壁の除去」に関する文言を追加します。	A
35	(2)	すべて社会的障壁を除去する	ご意見の目的を達成させるため、前文に「社会的障壁の除去」に関する文言を追加します。	A
36	(2)	まだまだ障害者雇用が遅れている。まだまだ障害者、きこえない人が働きやすい場、会社が少なすぎる。(A型、B型でなく)	事業者の役割において、障害者が働きやすい環境の整備について規定しております。	B
37	(2)	災害対策とかにも障害者対応、防災対策も考慮してほしい。	施策の推進において、「(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報発信及び情報提供(災害その他非常事態の場合を含む。)」を規定しております。	B
38	(2)	言語としての手話への理解の促進及び手話の普及と共に手話言語通訳者の確保	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
39	(2)	言語としての手話への理解の促進及び手話の普及と手話語通訳者の確保	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B
40	(2)	手話が必要ということをもっとわかりやすく書いてほしい	前文において「手話は、音声言語である日本語とは異なり、独自の文法体系を持ち、手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語である。手話は、ろう者のコミュニケーションにとって必要不可欠なもの」と規定しております。	B
41	(2)	言語としての手話への理解の促進及び手話の普及と共に手話言語通訳者の確保	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B
42	(2)	手話をみんなに理解してほしい。	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
43	(2)	手話への理解の促進又は普及。手話言語通訳者の確保。	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B
44	(2)	言語としての手話への理解の促進及び手話の普及と共に手話言語通訳者の確保	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B
45	(2)	どこでも話ができ理解してほしい。	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
46	(2)	手話を理解してほしい。	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
47	(2)	第7条「～及び協働するよう努めるものとする。」→「～及び協働するよう努め、推進していく。」	市としては施策を推進していく責務がありますが、市民等や事業者においては、市が推進する施策に協力するものであるため、そのような表現としており、相互に連携、協働しながら施策を推進してまいります。	C

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
48	(2)	“手話を使用しやすい地域社会の実現”に努めてほしい。	前文において、「全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指して、この条例を制定する。」と規定しておりますが、ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
49	(2)	手話への理解促進は、51年まえの国体以前から手話通訳の必要からながきにわたり実施されてきており、テレビ、近年ではドラマ放送もあつてある程度普及されてきている。ただ資格を持つ通訳不足、あるいは通訳派遣条件など再考も必要では。 市の障害者手帳所持者数3000人の内、聴覚障害が何人？ろうあ者、難聴者、中途失聴者の各々の人数は把握できてるか？聴覚障害＝手話ではない。視聴覚障害者にたいしても。 難聴者の特性として、本人が障害を認めない、コミュニケーションの方法が分からず、話が通じず孤立して家から出られなくなる。結果、認知症の報告もあります。 中途失聴者、難聴者のための施策充実にも努めて頂きたい。	施策の推進において、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。 ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
50	(2)	きこえない人、障害者への理解。福祉向上を。雇用促進を。	ご意見として承ります。	E
51	(2)	孤立、孤独、引きこもりしている障害者も多いと思うので支援を。	ご意見として承ります。	E
52	(2)	広く市民や事業者等が基本理念を理解して協力する役割や責務も重要で、これがなくては実がともないません。手話を通して、伝達がしやすくなるよう施策を総合的にしかも計画的に推進することに賛成します。よろしくをお願いします。	賛同のご意見として承ります。	E
53	(2)	ろう者(生まれつき)や日本語を聞いた事がない者は日本語で書いたものは理解できない。だから手話が必要。	ご意見として承ります。	E
54	(2)	日本語→理解できない。 手話→理解できる。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
55	(2)	手話言語、必要です。	ご意見として承ります。	E
56	(2)	聞こえる人が手話をできるといったので安心したら全然通じないことがあった。簡単ではない。	ご意見として承ります。	E
57	(2)	同意します。	賛同のご意見として承ります。	E
58	(2)	これで良いと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
59	(2)	それでよいと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
60	(2)	「市民等の役割」努めることとします。→努力義務なのでしょうか？心がけ。意識づけ。	ご意見のとおり、努力義務となっております。	E
61	(2)	(3)市の責務(4)市民等の役割(5)事業者の役割(6)連携及び協働を通して、基本理念にのっとり、生きづらさを日々感じている聴覚障害者に寄り添う姿勢の表明ととらえました。この実現のためには、従来の障害の医学・個人モデルの価値観から、障害は個人ではなく社会にあるという、社会モデル、人権モデルへの転換が大きなポイントになってきます。そのために、国や県・市の、障害の社会モデル人権モデルへの価値観の周知徹底、啓蒙活動を強く期待するところです。	ご意見として承ります。 なお、「言語としての手話への理解の促進」や「障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」を図ることにより、社会的障壁を除去することを前文に追記します。	E
62	(3)	2(7)⑥その他この条例の目的を達成するために必要な施策の次に(関係機関、団体との協議会設置や事業推進にあたって進行管理PDCAサイクル図の表示)を記載した方がよいと思う。	ご意見を踏まえ、施策の点検及び評価に関する条項を追加します。	A

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
63	(3)	「市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設ける」を追加 理由、市民によるコミュニケーションできる社会を構築する必要があるため、このような協議する場が必要です。	本条例は、聴覚障害者だけでなく、様々な障害をお持ちの方を対象としておりますが、ご意見を踏まえ、施策の点検及び評価に関する条項を追加します。	A
64	(3)	施策の推進にあたって、下記の通り変更 「言語としての手話への理解の促進及び、手話の普及」という表現に変える 理由、普及も大事ですから。	手話の普及については、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」に含まれております。	B
65	(3)	ろう者に必要である言語としての手話への理解促進	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
66	(3)	ろう者に必要である語としての手話への理解促進	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
67	(3)	日本語とは違う語である手話の普及	施策の推進において、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」を規定しております。	B
68	(3)	日本語とは違う言語である手話の普及	施策の推進において、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」を規定しております。	B
69	(3)	市民みんな手話を使ってほしい。	施策の推進において、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B
70	(3)	日本語とは違う言語である手話の普及	施策の推進において、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」を規定しております。	B
71	(3)	日本語とはちがう言語である手話の普及	施策の推進において、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
72	(3)	どこでも話ができる(手話ができる社会にむけての方法を)	施策の推進において、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B
73	(3)	市民みんな手話使ってほしい。	施策の推進において、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B
74	(3)	日本語とは違う言語である手話の普及	施策の推進において、「(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B
75	(3)	手話を理解して使用することが必要だがこの文章では全くわからない。	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
76	(3)	災害対策や支援者の養成に関しては特に体制を整えて頂きたいと思ます。	施策の推進において、「(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報発信及び情報提供(災害その他非常事態の場合を含む.)」、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。	B
77	(3)	全体的に手話を学びさえすればよいとの印象がぬぐえない。手話を学ぶ上で、聴覚障がい者の日々の生活であったり、どういうことを感じながら生活しているかを知る機会をもっと作る必要があると思われる。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
78	(3)	ケイタイとか見える情報提供を。 (例)かごしまTV番組ほとんどが字幕がついていない。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
79	(3)	言語としての手話への理解の促進だけでは市民には理解できないかと不安もある。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
80	(3)	「(観光旅行者その他の滞在者への対応)市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話、その他のコミュニケーション手段を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話又、他のコミュニケーション手段への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努める」を追加理由、鹿児島市は世界文化遺産に登録してるところがあります。明治日本の産業革命遺産へ手話言語が必要な人の観光が増えているからです。	具体的施策については、障害福祉計画等に位置付けます。 ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
81	(3)	<p>「(聴覚障害児の保護者等に対する支援)市は、聴覚障害児の保護者等に対し、手話に関する必要な情報を提供しよう努めるものとする。市は、手話を獲得しようとする聴覚障害児の保護者等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。」を追加 理由、聴覚障害児は生まれながら、聞こえる人たちに囲まれていると手話を獲得できる環境があまりなく、周りのコミュニケーションが図れなかったり、また言語の獲得が困難になりがちです。その家族も戸惑いますので、手話言語を獲得している側などからのその家族の支援が必要だからです。</p>	<p>具体的施策については、障害福祉計画等に位置付けます。 ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>	D
82	(3)	<p>「(手話を学ぶ機会の確保)市は、ろう者、手話通訳者、手話サークル会員等と協力して、市民が身近な地域や職場等で手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。市は、手話に関する研修を実施すること等により、その職員が手話を学ぶ機会の確保を図る」を追加 理由、手話言語は音声日本語と違った独自文法なので、このような学ぶ機会が必要です。点字や拡大文字などは音声日本語を基に代用していますが、手話言語は音声日本語から翻訳していますので、学ぶ機会が大事です。</p>	<p>具体的施策については、障害福祉計画等に位置付けます。 ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>	D
83	(3)	<p>「(手話を用いた情報発信等)市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める」を追加 理由、政治活動に参加したいと思っておりますが、選挙や議会などで人のスピーチが理解できない、その障壁で参加できないからです。</p>	<p>施策の推進において、「(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報発信及び情報提供(災害その他非常事態の場合を含む。)」を規定しております。 ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>	D

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
84	(3)	<p>「(手話指導者及び手話通訳者の養成、調査研究)市は、手話通訳者及びその指導者の養成、手話技術の向上、調査研究を図る」を追加理由、手話言語は音声日本語と違って、独自の文法があります。音声日本語は小学校、中学校で日本語向上の授業がありますが、手話言語はそういうところがないです。音声日本語から手話言語への翻訳に悩む通訳者もたくさんいます。手話言語の指導者の養成、手話技術の向上、調査研究の機会が大事です。</p>	<p>施策の推進において、「(5) 意思疎通支援者の確保及び養成」を規定しております。ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>	D
85	(3)	<p>「(学校等における手話の普及)市は、学校等において、幼児、児童、生徒等に対し、手話を学ぶ機会及びろう者への理解を促進する機会を提供するよう努める」を追加理由、手話言語は音声言語と違った独自の文法がありますので、音声日本語と同じように、小さい時から、学校などで手話言語を学ぶ機会が大事だからです。</p>	<p>具体的施策については、障害福祉計画等に位置付けます。ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>	D
86	(3)	<p>手話講座を受けたからといってすぐに身につくことはなかなかないので講習会等が終了した後も続けていけるようお願いしたい。</p>	<p>ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>	D
87	(3)	<p>市民のみなさんが正しい理解ができるよう。またいつでもどこでもコミュニケーションができる社会になるようお願いしたい。</p>	<p>前文において、「全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指して、この条例を制定する。」と規定しておりますが、ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>	D
88	(3)	<p>いつでもどこでもコミュニケーションが出来るようにしてほしい。</p>	<p>前文において、「全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指して、この条例を制定する。」と規定しておりますが、ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>	D
89	(3)	<p>老人ホームとかきこえない高齢者とか孤立している障害者はいると思うので、障害者、健常者共同施設、共に働ける場を。(農業、漁業とか)</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E
90	(3)	<p>障害者が受診しやすい障害者の為の健康診断サービスとかあれば。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
91	(3)	気持ちや意見を伝える手段として手話を選択して、それで発信や情報を知 ることは、日常的に生活するためには不可欠のことなので、この推進、環 境の整備は大切です。第8条にこれが存在するのは貴重だと感じました。 総合的、計画的に素案を調整していただけるとありがたいです。	ご意見として承ります。	E
92	(3)	これからの社会がかわるといいと思う。でも私たちは日本語わからない。	ご意見として承ります。	E
93	(3)	手話言語必要です。	ご意見として承ります。	E
94	(3)	一日も早く条例が認められることを願っています。	賛同のご意見として承ります。	E
95	(3)	進めて欲しい	賛同のご意見として承ります。	E
96	(3)	それでよいと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
97	(3)	①手話言語への理解の促進②③④障害の特性に応じたコミュニケーショ ン手段の普及、選択、利用環境の整備、情報発信・情報提供⑤意思疎通 支援者の確保及び養成⑥条例の目的を達成するための必要な施策といっ た今後条例施策の推進にあたって市の向き合う姿勢の表明である。これ に関連する個人的な体験ですが、難聴者である私が要約筆記者の派遣を 要請したところ、予算の関係からか要請回数を制限されました。条例の施 行後もこのようなことは起こり得るのでしょうか？合理的配慮が民間の義 務規定となった場合、社会参加への機会が制約を受けそうな予感、不安も あります。	ご意見として承ります。 なお、手話通訳者や要約筆記者の派遣については、実施要綱及び実施要領 に基づいて実施しております。	E

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
98	(4)	心のバリアフリーも考慮してほしい。鹿児島県は900人以上引きこもりの人がいるとのこと。障害者も同様、本当に支え合う、理解し合える、障害者も働きがいのある場や交流できる場とかを。	相互理解ややさしさや温もりに満ちたまちづくりについて前文に規定しております。	B
99	(4)	情報コミュニケーション条例を検討するのはよいが、手話以外のコミュニケーションは音声言語、日本語がベースであり、手話言語は別の言語であるということを理解してほしい。聴覚障害者は、文字だけでは理解できない。スタートのところですでに格差がある。例えば、話し合いの場に参加しても文字を書いてもらうだけではわからない。つまり「手話」がないと参加できない。	前文において「手話は、音声言語である日本語とは異なり、独自の文法体系を持ち、手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語である。手話は、ろう者のコミュニケーションにとって必要不可欠なもの」と規定しております。	B
100	(4)	手話は日本語とは違う文法から成りたっている事を理解して頂きたい。	前文において「手話は、音声言語である日本語とは異なり、独自の文法体系を持ち、手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語である。手話は、ろう者のコミュニケーションにとって必要不可欠なもの」と規定しております。	B
101	(4)	手話があたりまえになる事を願いたい。日本語とは違う手話の理解をお願いしたい。	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
102	(4)	市民の方々に手話をもっと近くに感じてほしいです。日本語とは違う、手話の理解をお願いしたいです。	施策の推進において、「(1) 言語としての手話への理解の促進」を規定しております。	B
103	(4)	前文「～これまで手話が言語として認められてこなかったことや」について文言として省略すべきと思う。→「これまで手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから～」に改めるべきと思う。	国内法としては、平成23年の障害者基本法改正まで、手話が言語であることが明文化されてこなかったことを受け、このような表現にしたものです。	C
104	(4)	「制定の背景」についてです。本文7行目 また、の後の文で「手話や要約筆記・・・」の部分について、手話の所を「言語としての手話」としたほうが良いと思います。他の箇所では、すべてこの表現になっているので、ここだけ「手話や要約・・・」と表記すると、コミュニケーション手段としての手話ということになってしまい全体の整合性が取れなくなると思います。	手話、要約筆記、点字はコミュニケーション手段の一部を例示しているものです。	C

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
105	(4)	すでに取り組んでるかもしれませんが、小学校から手話を学ぶ機会があることで手話が身近になり、日常および災害時も助け合う風土作りにつながるのではないかと思います。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
106	(4)	障害特性に応じたコミュニケーション手段を普及させるためには、まず各障害や障害特性の理解が前提にあると思います。その部分にぜひ力を入れていただきたいです。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
107	(4)	筆談でも文が難しいと理解しづらい。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
108	(4)	これだけでは手話は講座を数年引き続き受けないとなかなか身につかないことが分からない。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
109	(4)	手話活動の場を広め、多くの人に手話でのコミュニケーションを理解してほしいと思います。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
110	(4)	手話がどこでも誰でもわかる社会になれば良いなあとと思います。ろう者にも確実に情報が届くように掲示板等の設置をお願いしたいです。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
111	(4)	手話ができる環境を作ってほしいです。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
112	(4)	手話に興味があり習いはじめましたが、習う場が少なく困っています。もっと手話交流できる場が必要と思います。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
113	(4)	手話言語条例は必要！！手話が学べる環境を整えて、増やしてほしい。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
114	(4)	手話が勉強できる環境を作ってもらいたい。そのためにも手話言語条例は必要です。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
115	(4)	手話とコミュニケーションは全く別ものだと理解しています。手話を言語として、もっと普及してほしいし、手話を勉強、学ぶ環境がもっと増えればいいと思います。	ご意見については今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
116	(4)	障害者が障害者を支える仕事もあっていいと思います。	ご意見として承ります。	E
117	(4)	交通も不便なので工夫を。	ご意見として承ります。	E
118	(4)	身体、知的、精神の障害の方々について差別解消法など進んできてありがたいことですが、このたび、手法についても早めに成立させていただきたいと思っております。	ご意見として承ります。	E
119	(4)	手話言語と、障害特性に応じたコミュニケーション手段は、そもそものところが違うと思います。とてもわかりにくいです。	ご意見として承ります。 なお、前文において「手話は、音声言語である日本語とは異なり、独自の文法体系を持ち、手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語である。手話は、ろう者のコミュニケーションにとって必要不可欠なもの」と規定しております。	E
120	(4)	手話だけ	ご意見として承ります。	E
121	(4)	その他日本語がわからない。手話で生きている私達が幸せになれたらと思う。	ご意見として承ります。	E
122	(4)	きこえる人と思われ話しかけられても、答えることができないので気まずくなる。手話があれば助かる。	ご意見として承ります。	E
123	(4)	日本語が聞こえない見てもわからない者にとって現在の社会は不便で困っています。手話への理解が広がる事を願います。	ご意見として承ります。	E
124	(4)	今まで口話教育だったので大変苦勞した。手話があればスムーズに話が理解できるので、よろしく願います。	ご意見として承ります。	E
125	(4)	手話は大切な言語であり欠かすことのできない大切なコミュニケーション手段なので早急に進めていただきたい。	賛同のご意見として承ります。	E
126	(4)	特にありません。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
127	(4)	当事者がかかえる課題に直面していないため、実感としてありませんが、平準化されていないのかなと思います。皆があたりまえに使用できるコミュニケーションツールとして確立することで共生社会の実現につながるのではないかと思います。	ご意見として承ります。	E
128	(4)	障害者差別解消法を2022年9月、国連総括所見での指摘に関連づけて考察してみたい。現行では、聴覚障害者手帳の交付は、70dB以上(両耳)の高度難聴に限られている。しかし、日常生活に生きづらさ、不便さを感じているのは、軽度難聴、中等度難聴者も同じである。これらの方々が救済、保護されないのは問題である。40dB以上を障害者として認定するのが世界の潮流である。障害者認定のため、早急なデシベルダウンへの見直し、取り組みを国・県・市に期待するところです。	ご意見として承ります。	E